

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 1 日 (金) 第 494 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 指定管理者の指定 (4件) (都市計画課取扱い) 3
- (建築課取扱い) 3
- 証紙販売人の指定の解除 (会計課取扱い) 4
- 公 告
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (2件) (監理課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
I & H 薩南病院前薬局	南さつま市加世田村原四丁目7-1	令和 6 年 3 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社リライブルナーシング	薩摩川内市永利町4134番地176	訪問看護ステーションワンオール	薩摩川内市隈之城町308番地3	令和 6 年 3 月 1 日	育成医療・更生医療
株式会社えん	霧島市国分福島二丁目14-	訪問看護ステーションゆい	霧島市国分福島二丁目14-	令和 6 年 3 月 1 日	育成医療・更生医療

	9		9
--	---	--	---

鹿児島県告示第128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（2・3級基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 霧島市上小川地内

鹿児島県告示第129号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から令和 5 年 6 月 30 日鹿児島県告示第564号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 1 月 26 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第130号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北薩地域振興局長から令和 5 年 8 月 18 日鹿児島県告示第650号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 1 月 24 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和 5 年 11 月 6 日鹿児島県告示第807号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 1 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第132号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区	域
湯 山 2 地 区	次に掲げる標柱の1号から20号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と20号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	枕崎市岩崎町3番
	2号	枕崎市岩崎町20番
	3号	枕崎市岩崎町25番
	4号 5号	枕崎市岩崎町50番
	6号	枕崎市岩崎町48番
	7号	枕崎市岩崎町60番
	8号	枕崎市岩崎町59番

9号	枕崎市岩崎町61番
10号 11号	枕崎市岩崎町47番
12号	枕崎市岩崎町37番
13号 14号 15号	枕崎市岩崎町28番
16号 17号	枕崎市岩崎町3番2
18号 19号 20号	枕崎市岩崎町3番5

鹿児島県告示第133号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和6年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
吉野公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
南国交通株式会社
鹿児島市中央町18番地1
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

鹿児島県告示第134号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和6年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
大隅広域公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県地域振興公社
鹿児島市名山町4番3号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

鹿児島県告示第135号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和6年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
県営住宅（鹿児島市内分）
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
鹿児島市新屋敷町16番228号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

鹿児島県告示第136号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和6年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
県営住宅（鹿児島市及び離島に所在するものを除く。）
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
南和産業グループ
鹿児島市東開町 3 番地 166
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 137 号

鹿児島県証紙条例（昭和 38 年鹿児島県条例第 56 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
始良・伊佐地区獣 医師会 会長 亀山和久	始良市西始良三丁目 21 番地 2	始良市西始良三丁目 21 番地 2	令和 6 年 2 月 29 日

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 6 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする特定役務の種類
建設工事
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定により入札参加資格を認められた者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
 - イ 要綱第 2 条第 1 項第 3 号アからキまでのいずれかに該当する者
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ウ 要綱第 2 条第 1 項第 6 号アからウまでのいずれかに該当する者
 - エ 次の(㉠)から(㉣)までのいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (㉠) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (㉡) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- 競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
- 所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
- ア 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に迎えた事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し
- イ 営業の沿革
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 直前 2 年間の各事業年度における施工金額
 - オ 技術職員名簿
 - カ 納税証明書
 - (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
 - (イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書
 - キ 労災保険料納入証明書
 - ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書
 - ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては、建設業許可証明書）
 - コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
- 鹿児島県土木部監理課建設業許可係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3490
- (3) 申請書類の受付期間
- 令和 6 年 3 月 1 日から同年 3 月 22 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
- 2 の(2)のア又はイのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
- 入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- (1) 当該入札参加資格の認定がその効力を生ずる日から令和 6 年度に行う定期の資格審査による入札参加資格の認定がその効力を生ずる日の前日までとする。
- (2) 有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 7 月に令和 7 年度及び令和 8 年度の入札参加

資格審査に係る公告を行う予定であるので、当該公告に従い申請書類を提出すること。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和6年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

建築関係建設コンサルタント業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定により入札参加資格を認められた者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 要綱第3条第1項第3号アからキまでのいずれかに該当する者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ウ 要綱第3条第1項第7号アからウまでのいずれかに該当する者

エ 次の(ケ)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ケ) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(キ) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ク) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(カ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(コ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ク) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

所定の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 測量等実績調書

イ 入札参加資格審査申請入力票

ウ 納税証明書

(ケ) 消費税について未納の税額がないことの証明書

- (イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書
 - エ 労災保険料納入証明書
 - オ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書
 - カ 誓約書
 - キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県土木部監理課建設業許可係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3490
- (3) 申請書類の受付期間
令和6年3月1日から同年3月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
2の(2)のア又はイのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格を認められた日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新を希望する者は、令和7年9月に令和8年度及び令和9年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので、当該公告に従い申請書類を提出すること。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。